

北海道の歴史文化発信事業実施業務 企画提案指示書

1 委託業務名

北海道の歴史文化発信事業実施業務

2 業務の目的

北海道 150 年事業の基本理念である「歴史や先人の偉業を振り返り感謝し、次の 50 年に向けた北海道づくりに継承」に資するため、本道の自然とともに生まれ、受け継がれてきたアイヌ文化をはじめ、移住された方々の努力や外国の先進技術の導入による発展の歴史など、本道独特の歴史や文化について、それぞれの時代や地域と深く結びついた「先人」に着目して発信することで、北海道に関心を持つ方々の新たな知的好奇心を刺激しながら、先人ゆかりの地への周遊意欲を喚起し、地域の新たな魅力の発見・発信を促すことにより、次代に引き継ぐべき本道の歴史・文化継承の中心となるコアな北海道のファンづくりを図る。

3 業務の内容

(1) 北海道の歴史文化の情報発信等

ア ウェブサイトの構築

北海道の先人について、功績や関連施設（記念館、博物館、アイヌ文化等の発信施設等）、ゆかりの地などの情報を道のウェブサイトで発信するため、データ（html 形式）を作成し、道のウェブサーバへ掲載すること。

また、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末等でも閲覧可能なものとする。

なお、データの作成に当たっては、次の規格等に準拠したページを作成すること。

(ア) 規格

- a W3C (World Wide Web Consortium) 規格
- b ウェブコンテンツ JIS (JIS X 8341-3:2016)

(イ) 制限等

- a 掲載する情報は、委託期間終了後も、職員によって更新が容易にできる内容とすること。
- b データベースを利用したページは作成できないこと。
- c 動画や音声は掲載できないこと。

(ウ) ページデザインの調和

各ページのデザインや基本操作の共通化を図るため、システム側で用意したヘッダ・フッタを付加することから、作成においてはデザインの調和を図ること。

イ 各種メディア等を活用した情報発信

広く道内外の方々に、本道の歴史・文化に対する関心を喚起するため、道内外のメディア等へのパブリシティ活動、タイアップによる記事広告の掲載や北海道 150 年事業パートナー企業等と連携した PR の実施など、各種メディア等を効果的に活用した情報発信を行うこと。

(2) 道内周遊促進のためのインセンティブ企画の実施

ア 先人カード（仮称）の作成・配布

ダムカードをはじめ、新たな情報発信手法として注目されている「公共配布カード」として、北海道の先人に着目した先人カード（仮称）を作成し、先人ゆかりの施設などに配布すること。

なお、業務には、カードの各施設への発送を含むものとする。

(ア) カードの内容

対象となる先人、施設及び具体的なカードへの記載内容は、別紙先人リストをベースとして、さらなる掘り起こしも含め、道と協議の上、決定すること。

(イ) カードの仕様等

- a サイズ 縦 88mm、横 63mm、R=2.5mm
- b 材質 コート 220kg（約 0.32mm 厚）、両面 PP
- c 字体 提案すること。
- d デザイン 先人の写真及び功績を必ず含むものとし、収集意欲を喚起するデザインを提案すること。

イ 先人カード（仮称）の PR 等

(ア) チラシ・ポスターの作成・配布

先人カードに関するチラシ、ポスター等を作成する。規格、発行枚数は業務の性質を踏まえて道に提案すること。

なお、業務には、チラシ・ポスターの各施設への発送を含むものとする。

(イ) 周遊キャンペーンの企画・運営

カードの収集意欲を喚起し、地域や施設の周遊を促進するキャンペーンを企画し、運営すること。

また、キャンペーンとして、記念品等の進呈を企画する場合は、アイヌをテーマとしたカードの収集者にムックリやアイヌ文様の刺繍を進呈するなど、収集テーマと関連付けた品物を進呈することにより、周遊意欲を喚起する内容とすること。

なお、業務には、応募受付、抽選及び記念品の発送を含むものとする。

(3) 報告書の作成

ア (1)から(2)の実施結果等を取りまとめた報告書を作成する。

イ 報告書は紙媒体（A4版）5部とし、作成した先人カード、チラシ・ポスター、報告書の電子データを含む電子媒体（DVD-R）1部を作成する。

※本委託業務における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属する。

4 委託期間

契約締結の日から令和2年（2020年）3月25日（水）まで

この公募型プロポーザルは、令和元年度（2019年度）補正予算（第1号）が成立することを前提に進めているため、同予算の成立をもって、はじめて有効に契約しうるものとなる。成立しなかった場合には、この手続きの変更（中止を含む。）を行うことがある。

なお、この場合、企画提案者の損害は補償しない。

5 予算上限額

9,166千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。

7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別添「企画提案書作成要領」に基づきA4判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステーブなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

8 提出期限

令和元年（2019年）7月10日（水）15:00（必着）

9 提出場所

北海道総合政策部総務課（担当：高田、奥野）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111（内線23-131）

011-204-5124（ダイヤルイン）

10 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査にあたっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。